

聖籠町訓令第4号

聖籠町標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号及び同条第2項の規定に基づき、標準的な職及び標準的職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な職及び標準職務遂行能力)

第2条 標準的な職は、別表の左欄に掲げる職制上の段階ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、標準職務遂行能力は、その標準的な職ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表

職制上の段階	標準的な職	標準職務遂行能力
会計管理者、課長、局長、室長、所長、館長又は園長の属する職制上の段階	課長	1 幅広い視野と識見を持ち、町政の長期的な視点から、所属に求められている役割や課題を見極め、必要な政策の意思決定を迅速かつ適確に行うとともに、職員に課の目標や方針を明確に指示し、組織を統括して政策の実現を図ることができる。 2 計画的に職員の能力開発や指導育成を行い、効率的かつ効果的な体制づくりや組織運営を行うことができる。
参事、課長補佐、室長補佐、次長、副参事、副館長又は副園長の属する職制上の段階	課長補佐	1 課の目標や方針を十分理解し、政策の立案、指導、助言を行うとともに、政策の実現に向けて、特に重要かつ困難な業務の遂行や庁内外の関係者との連絡調整、交渉を行うことができる。 2 課長の組織運営を補佐し、部下の能力開発や指導育成のための適切な指導や助言、課内の業務の進行管理や連絡調整を行うことができる。

<p>係長、主幹の属する 職制上の段階</p>	<p>係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の目標や方針を理解し、担当部門の政策の立案を行うとともに、政策の実現に向けて、庁内外の関係者との連絡調整を図りながら、計画的に業務を遂行することができる。 2 部下とのコミュニケーションを積極的に取ることで情報の共有化を図り、チームワークを向上させ、部下の能力・適正に応じた指導や助言、業務の進行管理を行うことができる。
<p>主任の属する職制 上の段階</p>	<p>主任</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 担当部門全体の業務を視野に入れ、これまでの経験や知識を活かして、適確に質の高い業務を遂行するとともに、自ら業務の課題や改善点を発見し、解決策を提案、実行することができる。 2 後輩職員に対し、自らの経験や知識に基づいた指導や助言を行うことができる。
<p>主事の属する職制 上の段階</p>	<p>主事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 担当業務における知識や技術の習得に努め、上司の指示や定められた手続きに従い、適確に業務を遂行することができる。 2 常に問題意識を持って業務改善に取り組むことができる。